

【 配 布 資 料 】  
令 和 8 年 2 月 10 日  
文教経済常任委員協議会  
農林水産部農業振興センター

## 青森市営共同牧野条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

青森市営共同牧野の指定管理者については、青森市八甲田ふれあい施設（青森市八甲田憩いの牧場）とグルーピングし、令和7年8月に募集したところ応募がなかった。このため、現在の指定管理者の意見やこれまでの決算等の状況を踏まえ、人件費など指定管理料基準額を見直し、同年10月に再募集したが応募はなかった。

この結果を受け、当該施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度から市直営と管理業務委託の組み合わせにより施設管理・運営する方向で、準備を進めてきた。

現行条例では、当該施設の管理を行うことができる者は「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき市長が指定するもの」に限られているため、直営で管理が行えるよう、条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

青森市営共同牧野の管理を直営で行えることとするため、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。